

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการให้ได้รับสิทธิและประโยชน์เพิ่มเติมสำหรับกิจการในกลุ่ม B ที่ใช้เครื่องจักรที่มีระบบทันสมัยและมีการนำระบบ
อัตโนมัติหรือหุ่นยนต์มาใช้ ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่2/2564 (ฉบับที่ 2)

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 2/2564 号に基づき最新機械、自動化またはロボットを
導入する B グループ事業向けの追加恩典を付与する措置（第 2 版）

仏暦 2565 年（2022 年）5 月 17 日付投資委員会事務局説明書 件名：投資委員会布告第 2/2564 号に基づき最新機械、自動化またはロボットを導入する B グループ事業向けの追加恩典を付与する措置に従い、事業者の実施においてデジタル技術の投資金額の計算範囲をより柔軟にするため、事務局は当該説明書を改定し、第 4.1 項の内容を廃止し以下の内容を代わりに使用する。

「4.1 生産またはサービス提供への自動化システムまたはロボットの導入への投資である部分のみの機械代金を対象とし計算する。詳細は以下の通りである。

(1) 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- 機械費用とは、エンジニアリングデザイン料金、輸送費、機械設置費、試運転費など一般に認められた会計原則に基づき、機械が使用可能な状態になるまで関係する様々な費用を含め、効率向上に使用される機械費用である。但し、機械のメンテナンスサービス料金は除く。なお、機械賃貸借の契約期間 1 年間以上の賃借料も含まれる。
- 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの費用
- 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。なお、少なくとも 1 年間のレンタル証拠を有するレンタル費用が含まれる。

(2) 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

- タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。なお、少なくとも 1 年間のレンタル証拠を有するレンタル費用が含まれる。」

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2565 年（2022 年）8 月 22 日